

## 条 例

埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年五月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第二十六号

埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

埼玉県特定公共賃貸住宅条例（平成六年埼玉県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第一条第三号」を「第一条第四号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。